

埼玉県報

第 3005 号 平成 30 年(2018 年) 5 月 25 日 金曜日

目 次

告示

- O 文書管理・財務会計・旅費システムの統合基盤への移行に係る調査・設計業務に関する 契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示(消防防災課)
- 市民管理協定の認定(みどり自然課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス 産業支援課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示(商業・サービス産業 支援課)
- O さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A2街区専有部維持管理業務に関する契約の相 手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- O さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A2街区共用部維持管理業務に関する契約の相 手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- 田甲土地改良区の役員退任届(東松山農林振興センター)
- 〇 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 馬宮土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- ト里西部土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 田甲土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 唐子南部土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 図 宮毛田土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 高坂土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 坂戸都市計画地区計画の変更(都市計画課)
- 桶川都市計画事業坂田西特定土地区画整理事業の事業計画変更(第9回)(市街地整備課)
- Q 県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示(住

宅課)

- 埼玉県立春日部高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- O 埼玉県立川越高等学校ほか 35 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- 埼玉県立浦和高等学校ほか 34 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか 33 校で使用する電気に関する落札者等の公示 (教委・財務課)
- 埼玉県立総合教育センターほか 11 施設で使用する電気に関する落札者等の公示(教 委・財務課)
- O I C運転免許証作成用消耗品等の購入(単価契約)に関する契約の相手方等の公示(会計課)
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者(監査第一課)
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表(監査第一課)

正誤

○ 埼玉県告示第五百六十三号中訂正(情報システム課)

埼玉県告示第五百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

1 購入等件名及び数量

文書管理・財務会計・旅費システムの統合基盤への移行に係る調査・設計業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年4月13日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額 49,248,000円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1 項第1号及び第2号に該当

埼玉県告示第五百七十四号

期 間並びに 平成十三年埼玉 から適用す 実費 る。 弁償 県告示第三百 \mathcal{O} 基準 に 9 11 九十三号 て \mathcal{O} 災 部 害救 を次 助 \mathcal{O} 法に よう よる救 に 改 正 助 L \mathcal{O} 程度、 ·成三十 方 年 及 月 び

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第三条第 第二条第二号 一号 ハ 1 中 (2)中 千 五百 百三十円 五. _ 万六千 を 「千百 円 四十円」に を 五 百六 改 +める _ 万 に改め

万八千六百 七百円」 万 百円」に、 「六万四千二百円」を「六万四千五 四千 円 三万 に改 四条第三号 $\overline{}$ 九 六 を 百 三万 百円」 円 万二千二百円」に、「一万八千 八八 円 「一万四千八百円」 同号口中「一万二千七百円」 九千七 万八百円」を「八万千二百円」に、「一万千百円」 を を に、 中 「一万八千七百円」に、 「五万五千二百 「一万八 百円」 「二万三千 に、 千四 に、 円 「三万四 七 百 円」を 百円」 百 「二万千四百円」 に、 円 一 に、 円 千九百円」 を を「一万二千 「二万七千円」 兀 一万八千五 「二万三千 を 「五万二千九百円」 万千八百 一万 を を「二万千五百円」 円 八千百円」 八百円」に、 百 「三万五千百 を「二万七千百円」 円 百円」に、 を「四万二千円」に、 に、 に、 を を 「三万四 「一万千二百 「五万三千二 「三万九 _ 一万二千百 に、 一万 百

七 条第二号 中 五. + 七 万四 千 円 を 五 + 八 万 四 千 円 に 改め る。

を「十六万八千 + 条第三号中 「二十一万二百 九 百 円 に 改 Ħ 8 る。 を <u>-</u>+ _ 万千三百 円 に、 十六 万 八 千

第十四条第一号イ 十二条第二号中 (1) 「十三万五 中 「二万二千円」を 千百円」 「十三万五 「二万二千三百円」 千四 百 円 に改 に \Diamond 8 同号

に改め、 を「一万 「二万四千三百円」 「一万五千四百 二万五 五. 千 千四百円」に 九百円」 円 一 (5)中 を「一万五千二百円」 「一万四千五百 に 「二万四千七百円」 改 改 め、 め、 同号イ(4)中 同号 イ (8) 円」を 中 に改め、 に改め、 「一万五千四 「二万五千三百円」 一万四 千六 同号 同号イ(7) 百円」を 百円」 イ (3) 中 を に改 $\overline{}$ 「二万五千四 「一万五千三百円_ 「二万五千 め、 万五千六百円」 同号 八百円 (6)

埼玉県告示第五百七十五号

第 公告する。 一項の規定に基づき、 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 市民管理協定 の認定を 昭昭 n 五 Ū 十四年埼玉県条例第十号)第十九条 たので、 同条第二項の規定によ ŋ

平成三十年五月二十五 日

埼玉 知 事 上 田 清 司

認定市民管理協定 \mathcal{O} 名称

上日出谷市民緑地市 民管理協定

認定市民管理協定の 目的となる緑地の 区 . 域

桶川 市大字上目出 谷 字弥勒四五 一八番一

認定市民管理協定区域内の 緑地の管理 \mathcal{O} 方法

1 な状態に回復させ、 打ち、枯損した木竹の伐採、 協定区域 内における森林 維持するために必要な行為 の整備又は景 倒 木の除去、 殺の 下草刈 整備をするために必要な樹 り、その 他荒 廃 した緑地を良好 木 · の 枝

協定区域内における緑地保全のための研修

口

ハ 協定区域 内における自然観察や環境教育、 緑地 \mathcal{O} 再 生

兀 認定市民管理協定の 有効期間

平成三十年四月 一日 から平成三十五年三月三十 一日まで

五. 認定市民管理協定 \mathcal{O} 認定年月日

平成三十年五月二十二日

埼玉県告示第五百七十六号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 30 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額 521, 499, 600 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

埼玉県告示第五百七十七号

り、 同表の下欄に掲げる期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

代表取締
式会社デジタルスキップス
川口市上青木三丁目十二番六
· 名 称

埼玉県告示第五百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点 (SKIPシティ) A2街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

74,520,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第

1項第1号に該当

埼玉県告示第五百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点 (SKIPシティ) A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい

たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日 平成 30 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

119,340,000 円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第

1項第1号に該当

埼玉県告示第五百八十号

出があった。 田甲土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次のとおり届

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名

住所

理 事 齊 藤 秀 夫 埼玉県比企郡吉見町大字田甲千四百九十六番地二十四

埼玉県告示第五百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法 (昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

解除に係る保安林の所在場所

埼玉県狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原五九六の四

 \equiv 保安林として指定された目的

解除の

耕地の防風

三 理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第五百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月十七日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一名称

馬宮土地改良区

事務所の所在地

さいたま市西区

埼玉県告示第五百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十一日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

上 名 王 称

上里土地改良区

二 事務所の所在地

上里町

埼玉県告示第五百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十一日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

上里西部土地改良区

二 事務所の所在地

上里町

埼玉県告示第五百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十二日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名 称

田甲土地改良区

二 事務所の所在地

吉見町

埼玉県告示第五百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十二日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

2名彩

唐子南部土地改良区

一事務所の所在地

東松山市

埼玉県告示第五百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十二日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一名称

宮毛田土地改良区

二 事務所の所在地

東松山市

埼玉県告示第五百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十二日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

高坂土地改良区

二 事務所の所在地

東松山市

埼玉県告示第五百八十九号

おいて準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 所から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務 平成二十九年埼玉県告示第千二百八十四号で公示した公共測量は、平成三十年三

平成三十年五月二十五日

埼玉県告示第五百九十号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第草加市から草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県告示第五百九十一号

を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において草加市から草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付 市計画課において縦覧に供する。 準用する同法第二十条第二項の規定により、 当該図書の写しを埼玉県都市整備部都

平成三十年五月二十五日

埼玉県告示第五百九十二号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第草加市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県告示第五百九十三号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい て縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第 鶴ヶ島市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、

平成三十年五月二十五日

埼玉県告示第五百九十四号

土地区画整理事業の事業計画の 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に 変更を認可 したので、 同条第四項の 規定により公告 ょ り

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年一月五日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川 市大字坂田字南、 字宮前、 字堀 \mathcal{O} 及び字細谷の

大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二

五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

変更認可の年月日

六

平成三十年五月二十五日

埼玉県告示第五百九十五号

り、 期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、 同表の下欄に掲げる

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

		事務
		産使用料の徴収
		貸住宅の行政財
		玉県特定公共賃
		県営住宅及び埼
同右	同右	県営住宅、特別
		事務
		の家賃等の収納
		定公共賃貸住宅
		並びに埼玉県特
一日まで	理事長 前田一彦	されている店舗
十一年三月三十	埼玉県住宅供給公社	にこれらに併設
一日から平成三	十号	別県営住宅並び
平成三十年四月	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番	県営住宅及び特
委託期間	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託事務

埼玉県告示第五百九十六号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気 予定使用電力量16,124,700キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額 301,792,227円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成30年2月2日

埼玉県告示第五百九十七号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気

予定使用電力量17,388,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

320,574,491円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

埼玉県告示第五百九十八号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気 予定使用電力量17,337,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

322,440,725円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

埼玉県告示第五百九十九号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気

予定使用電力量15,886,300キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

297,651,789円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

埼玉県告示第六百号

平成三十年五月二十五日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気 予定使用電力量11,752,500キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦

和区高砂3丁目15番1号 3 落札者を決定した日

平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額 230,745,149円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

埼玉県告示第六百一号

平成三十年五月二十五日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センターほか11施設で使用する電気 予定使用電力量6,050,600キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

5 落札金額 109,660,836円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成30年2月2日

埼玉県告示第六百二号

平成三十年五月二十五日相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
 - IC運転免許証作成用消耗品等の購入(単価契約) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年4月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額別表のとおり

項第2号に該当

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1

別表

IC運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額(税抜き)
ICカード基体 優良用	300 枚×3	469,800円
ICカード基体 一般用	300 枚×3	469,800円
ICカード基体 新規用	300 枚×3	469,800円
経歴書用カード基体	300 枚×1	150,600円
高速型用リボン (セット)	2,000 枚×1 (7種)	130,800円
標準型用リボン (セット)	500 枚×1 (3種)	43, 400 円

IC運転免許証作成機部品等消耗品

	品	名	金額 (税抜き)		
撮影機用消耗品					
	・上下ランプセット		14,700円		
	・ハードディスク(撮影機))	45,000円		
	・3 C C D カメラ (撮影機))	495,000円		
	・免許証リーダー(撮影機))	580,000円		
	·UPS		31,000円		
	・制御ユニット		631,800円		
プリ	ンタ用消耗品				
	・エアフィルターセット		14,500円		
	・ホッパー部固定ブラシ		11,900円		
	・搬送ローラーセット		39,600円		
	・サーマルヘッドセット		130,000円		
	・プラテンローラー		10,000円		
	・ヒートローラーセット		65,900円		
	・シュートローラーセット	`	22,000円		
	・タイミングベルトセット	`	17,000円		
	・ロールEXITセット		47,300円		

	・ロールロアピンチローラー	21,500円		
	・ピンチロールUP	65,000円		
	・ヒートロールカム部組立	40,000円		
	・ピンチロールカム部組立	31,800円		
	・HS固定ブラシ	9,500円		
	・HS部リボンセンサー	6,500円		
I C i	確認装置用消耗品			
	· I C確認装置用指紋認証USB	19,700円		
	• I C確認装置底板	9,000円		
備考	 			
	・裏面印刷用インクリボン	7,800円		
複写	複写撮影装置用消耗品			
	・3CCDカメラ組立	559,000円		
	・撮影用LEDランプ	16,000円		
	・吸着パッド	8,500円		
	・入口センサー	1,700円		
	・2枚取りセンサー	5,500円		
	・電磁弁組立	20, 100 円		
	・エアフィルターセット	7,100円		
本籍	本籍印字プリンタ用消耗品			
	・本籍印字ロール紙	17,500円		

埼玉県監査委員告示第五号

の規定により、次のとおり告示する。 定する包括外部監査人土屋文実男の監査の事務を補助する者について、同条第二項 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項に規

平成三十年五月二十五日

埼玉県監査委員 山 本

埼玉県監査委員 土 佐 野 勝 一一正紀

埼玉県監査委員 屋 惠

埼玉県監査委員 中屋敷

井上 正之 一 - 埼	市川 義治 四 埼	新江 明 三 埼	小笠原 薫子 特	福島清徳ケ埼	中澤 仁之 四 埼	氏がる者の名
一二 丁目十一番二号 C―― 一場玉県さいたま市南区沼影	号四丁目十四番二十二―四〇四丁目十四番二十二―四〇	⊤レッジ原前公園二○二 一室九百八十七番地八 ヴ呵玉県さいたま市緑区大字	-五番地三	ヶ崎五丁目三十八番五号埼玉県さいたま市浦和区瀬	四番三十八号	補助する者の住所
平成三十一年三月三十一日平成三十年五月二十五日~	平成三十一年三月三十一日平成三十年五月二十五日~	平成三十一年三月三十一日平成三十年五月二十五日~	平成三十一年三月三十一日平成三十年五月二十五日~	平成三十一年三月三十一日平成三十年五月二十五日~	平成三十一年三月三十一日平成三十年五月二十五日~	補助できる期間

埼玉県監査委員告示第六号

十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。 について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六 埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十九年度の監査結果に基づき講じた措置

平成三十年五月二十五日

埼玉県監査委員 山 野 本 一 一 正 紀

埼玉県監査委員 佐 勝

埼玉県監査委員 土 屋 惠

埼玉県監査委員 中屋敷 慎

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ:情報システムに関する財務事務の執行及び事業の管理について

監査結果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項目	概 要		
業務主管課に	【指 摘1】業務主管課におけるシステム管理台帳の登録が不正確であり、情		
おけるシステ	報システム課では整備状況を確認していないため、システム管理台帳における	早急な対策として、不正確な登録情報を正しくするために、直	
ム管理台帳の	内部統制を適切に整備する必要がある。	ちに各業務主管課に対し、システム管理台帳の中身について、登	
登録が不正確		録内容の確認及び修正依頼を行うなど、実効性のある運用に改め	
であり、情報シ	情報システムは、公有財産台帳や各種出納簿と異なり、本県の財務規程で規	た(平成30年4月19日付通知)。	
ステム課では	定されているものではなく、主な情報システムを管理するシステム管理台帳へ		
整備状況を確	の登録は、操作マニュアルがあるのみで、業務主管課ではシステム管理台帳の	今後はこれを内部統制の一環として、定期的に実施することで、	
認していない	重要性の認識が低い可能性がある。	正確な情報の把握に努める運用に改めた。	
ため、システム	さらに、システム管理台帳への登録は、業務主管課の担当者が行うのみで、		情報システム課
管理台帳にお	上長の承認を受ける必要のない台帳であるため、業務主管課の担当者の誤謬を	また、平成30年5月11日付にて「情報システム管理台帳整	
ける内部統制	訂正する仕組み等の内部統制が確立されていない。情報システム課においても、	備要領」を定め、運用・管理方法を改善し、内部統制を図った。	
を適切に整備	システム管理台帳の整備状況を確認する内部統制が確立されていない。		
する必要があ	システム管理台帳に関わる要領等を規定して、業務主管課においては、入力		
る。	内容を複数の目で確認できる仕組みを導入するとともに、情報システム課にお		
【報告書 58 ペ	いてもシステム管理台帳の整備状況を確認する管理方法を導入するなどシステ		
ージ】	ム管理台帳の内部統制を確立すべきである。		

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ:情報システムに関する財務事務の執行及び事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項目	概 要		,,,
外部委託事業	【指 摘2】外部委託事業者のセキュリティ対策を適切な方法で確認すべきで		
者のセキュリ	ある。	指摘の趣旨を踏まえ、委託事業者が実施しているセキュリティ	
ティ対策を適		対策研修の内容を文書にて報告を求めることについて、委託事業	
切な方法で確	情報セキュリティポリシーでは、外部委託事業者において必要なセキュリテ	者との定例会において合意した(システム運用保守業務委託業者:	
認すべきであ	ィ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じて委託契約の内容	平成30年3月20日、窓口業務委託業者:平成30年3月22	総合リハビリテー
る。	を検討し、その内容を情報セキュリティ管理者に報告して、重要度に応じて	日)。	ションセンター
【報告書 207	CISOに報告することが定められている。	報告内容は、県の情報セキュリティ自己点検シートに準じて確	
ページ】	しかし、委託事業者(システム運用保守業務委託業者及び窓口業務委託業者)	認・評価を行い、研修内容に不足のある場合や個人情報の適正な	
	においてセキュリティ対策が確保されていることの確認が不十分であった。	管理について不備がある場合は、文書にて指導を行うことと改め	
	具体的には、委託事業者(システム運用保守業務委託業者)については月例	た。	
	の実施報告にセキュリティ対策を実施した旨の報告を受けるのみであり、委託	また、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保され	
	事業者(窓口業務委託業者)についてはセキュリティ対策の研修を実施してい	ているかについて、現場確認を行った(平成30年4月17日、	
	ることを口頭確認および毎月実施するモニタリングにおける「個人情報の管理	24日)。今後も毎月現場確認を行い、セキュリティ対策の確保に	
	を適正に行っている」旨のチェック項目のチェックを行うことのみで報告を受	努めていく。	
	けていた。		
	委託事業者より、セキュリティ対策の内容を示した報告書を入手して評価す		
	る、どのように「個人情報の管理を適正に行っている」かの確認・評価方法を		
	整備する、委託業務の現場確認を行うなど、委託業者において必要なセキュリ		
	ティ対策が確保されていることを定期的に確認することが必要である。		

埼玉県告示第五百六十三号(平成三十年五月二十二日第三千四号)中訂正

七ページ

+

表中

誤

17

正

17

18

誤

正

20

19